

補助金の交付状況に係る調書【平成30年度交付分】

補助金の名称	犬山市自主防災組織支援助成金			市の担当部課	市民部地域安全課	
				問い合わせ先	0568-44-0346	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称	丸山地区自主防災会 外1			代表者名	各防災会長	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市自主防災組織助成要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)	公募により選定		補助開始年度	平成29年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)	—					
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)	南海トラフ地震など、大規模地震災害や風水害への備えとして、市全体の防災力を高めるため、地域での住民自治として防災に取り組む自主防災会は欠かせない。資機材を適正に維持するため、更新していくことは、自主防災会の防災力を維持するために必要であり、災害時における自助の力を高めるため資機材更新に対する補助は効果が大きい。					
補助金の額 ()は一般財源の額	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度予算		
	—	40,000 円	38,900 円	100,000 円		
	—	(40,000 円)	(38,900 円)	(100,000 円)		
市の補助金を使って 実施した事業の内容	町内会や自主防災会が地震、風水害等の災害に備えるため、防災用資機材を更新する場合に、更新に要する経費の2分の1について補助(上限3万円)する。					
補助金の使途	補助事業者の会計全体の決算額(支出)			—		
	うち補助事業全体の経費			78,020 円		
	うち補助対象経費			78,020 円		
	補助対象経費の内訳			丸山地区自主防災会 20,132 円		
				長者町自治会 57,888 円		
補助額の算出方法	補助率、補助額		防災用資機材更新費用の1/2			
	補助限度額		30,000円			
	精算の有無 (変更交付)	無	その理由	事業完了後に支払うため		
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)	自主防災組織を育成、支援し、その資機材を適正に維持していくことは、地域の防災力の向上、自然体の防災力向上につながるため、今後も継続して補助を行っていく予定である。					
その他参考事項	—					
	補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			—		
	うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			—		
補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無						無

※平成30年度の実績に基づき作成しています。